

一 般 質 問

平成28年12月定例会

| No. | 質 問 者    | 質 問 事 項   |
|-----|----------|---|
| 1   | 3番 峯尾 進  | (1) 町民の雇用創出と就労支援は<br>(2) 町民の安全確保と防犯対策は          |
| 2   | 6番 尾上 壽夫 | 消防団と自主防災組織の充実を                                  |
| 3   | 10番 岸 光男 | 平成29年度の予算編成は                                    |
| 4   | 1番 加藤 久美 | 「なかいこども園」の運営について問う                              |
| 5   | 7番 尾尻 孝和 | 広域行政の現状と今後の課題について                               |
| 6   | 9番 原 憲三  | (1) 障害者差別解消法と障害者総合支援法に対する町の考えは<br>(2) 災害への備えは   |
| 7   | 8番 戸村 裕司 | (1) 持続可能な中央公園交流拠点施設を<br>(2) 自然資本を観光資源に磨き上げるためには |

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

|   |         |
|---|---------|
| 【問】1(1) 町民の雇用創出と就労支援は   | 3番 峯尾 進 |
| <p>第六次総合計画前期基本計画において、「産業施設の立地を誘導し、町内での新たな雇用機会の創出」を掲げられています。</p> <p>しかしながら町外からの雇用が多く、町民の町内雇用の創出については後発的なイメージが拭えません。</p> <p>また障がい者、高齢者においては、希望の仕事に就けない現実もあり、町においても企業との連携を密にしながら、勤労意欲があるすべての町民が安心して働ける場を作る事が求められます。そうする事により生産年齢人口の枠を広げると共に、誰もが自分の体力や能力にあった多様な仕事ができ、障がい者、高齢者の就労にも大きく道を開き、ひいては年金等への依存度を下げ、元気で活力あふれる町づくりの一環になると考えます。</p> <p>そこで、今、町においてどのような取り組みをされているのか、次の2点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、障がい者、高齢者の雇用支援体制は。</li> <li>2、町内企業への就労支援と働き場の拡大は。</li> </ol>   |         |
| 【町長答】   |         |
| <p>町では少子高齢化・成熟社会の更なる進展、自然災害等に対する安全・安心な地域づくりなどの課題を見据えつつ、持続可能なまちづくりの実現に向けて、『活力』『快適』『安心』の3つを基本理念とした第六次中井町総合計画に基づいて、魅力あるまちづくりを進めており、地域資源を生かした特産品の開発などにより、起業・創業も含めた新たな雇用機会の創出を目指しています。</p> <p>1点目の「障がい者、高齢者の雇用支援体制は。」についてお答えします。</p> <p>障がい者の雇用に係る支援体制につきましては、就業面と生活面における支援を必要とする障がい者に対して、「障がい者就業支援センター」を保健福祉事務所の管轄ごとに1か所配置することが定められており、日常生活や社会生活上の相談・支援を一体的に行っております。</p> <p>このようなことから、県西地域の他市町とともに、小田原市にある法人に対し共同で委託しており、障がい者に応じた必要な支援をハローワークや民間企業、関係機関等と連携し対応しております。</p> <p>また、高齢者の雇用支援体制についてですが、中井町シルバー人材センターに対し、町施設の管理業務等を依頼するとともに、補助金を交付し運営支援を行っており、高齢者の方の就業機会の確保と併せ、生きがいづくりや社会参加の促進が図られております。</p> <p>今後も少子高齢化の進展により、高齢者の方々の豊富な経験や技術の活用が求められていくことから、町として引き続き必要な支援を行ってまいります。</p> <p>2点目の「町内企業への就労支援と働き場の拡大は」についてお答えします。</p> <p>町の特性の1つとして、グリーンテクなかいに代表される企業の集積が挙げられます。企業立地の多さを裏付けるデータとしては昼夜間人口比率がありますが、県内では箱根町に次いで2番目に高く、全国比較でも48位という高い状況にあります。</p> <p>また、民間企業の求人データによれば、本町の該当求人数は788件あり、全国1万人以下の自治体のなかでは2位の自治体の150件を大きく引き離し、1位となっています。</p> <p>安定した行政運営や町の賑わいを創出するうえで、欠くことができない企業集積ですが、企業・事業所の地元雇用については、議員ご指摘のような課題もあると認識しております。</p> <p>雇用形態も正社員、パートタイム職員など多様で、先ほどのように事業所ごとの求人であれば就労機会は比較的多いものの、正社員採用となると事業所単位では採用できないなど、企業側の事情もありますのでご理解いただきたいと思っております。</p> <p>地方における安定した雇用を創出する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるなど、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本的戦略を推進することで、多様な雇用形態の創出や就労支援に向けた取り組みも必要であると認識しており、情報発信・共有化について引き続き検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。</p> |         |
| 【問】1(2) 町民の安全確保と防犯対策は   | 3番 峯尾 進 |
| <p>全ての町民が安心して安全に暮らす事は、本町のみならず各地基礎自治体の共通の願いであり、責務でもあります。いつ起こるとも想定できない犯罪や事故に対して、身を守ることは難しく、危険への認識や慎重な行動などが求められます。町においても、防犯協会でのパトロールなどを励行しており、また警察・消防においても、精力的に職務にあたっておられます。防犯対策や事故防止に対し、町民の安全を維持管理するため、問題をどのように町は捉えているのか、次の点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、防犯灯・防犯カメラの設置と管理状況は。</li> <li>2、カーブミラー・ガードレールなどの設置基準と状況は。</li> <li>3、不法投棄の対策は。</li> <li>4、大型獣の出没が多い荒廃地の改善は。</li> <li>5、危険な樹木の処理と暗がりなどの対策は。</li> </ol>   |         |

【町長答】

1点目の「防犯灯・防犯カメラの設置と管理状況は。」についてですが、防犯灯の設置については、年度当初に各自治会から要望書を提出いただき、担当課において道路形態や周辺家屋の状況等について現地調査を行い、優先順位を定め設置しております。また、不点灯等の修繕につきましては、自治会長から連絡を受け、対応している状況です。

防犯カメラにつきましては、犯罪防止効果が高いとされていることから、従前は不法投棄防止目的や施設管理上の必要性から設置してまいりましたが、今年度は、学校や保育施設の周囲に子どもの安全確保を目的として新たに設置いたしました。防犯カメラを設置するに当たっては、その有用性とプライバシー保護との調和を図ることを目的に、映像を適正に管理するための要綱を定め、運用を行っております。

次に、2点目の「カーブミラー・ガードレールなどの設置基準と状況は。」についてお答えします。

カーブミラーの設置基準については、町としての基準は定めておりませんが、日本道路協会が定めた設置指針である道路の見通し状況、車両又は歩行者の視認状況等について現地調査を行い、安全確認効果が見込める場合に設置しております。

また、ガードレールの設置基準につきましては、道路の機能や種別などから各種の分類、断面形状の統一化等、実験研究の成果を基にして「防護柵設置要綱」として取りまとめられております。

道路防護柵は、道路および交通の状況に応じて車両の路外への逸脱による乗員の人的被害の防止を目的として、崖・擁壁などの区間で路外の危険度が高い区間が設置区間とされており、町ではこの設置要綱に基づき必要な箇所を設置を進め、現在は町道延長約117km中にガードレール約15.6km、安全柵約3.8kmが設置されている状況です。

次に、3点目の「不法投棄の対策は。」についてお答えします。

不法投棄は、町の景観を損ねるだけでなく、病虫害の発生源や、水質や土壌の汚染など生活環境の悪化につながります。

本町においても、不法投棄物が後を絶たない状況であり、町内各所へのセンサーライトや監視カメラの設置、シルバー人材センターによる昼夜巡回による監視と回収作業を行うほか、神奈川県との合同パトロールの実施や清掃ボランティアにご協力をいただくなどの不法投棄防止対策を講じているところです。

次に4点目の「大型獣の出没が多い荒廃地対策は。」についてお答えします。

近年、シカ、イノシシなどの大型獣の生息域が町域全域に広がりつつあり、農業者の高齢化や、農業後継者の農業離れによる担い手不足などを要因とした耕作放棄農地や手入れのされない山林の増加は、鳥獣の生息しやすい環境を生み出していると考えられます。

現在、町では猟友会や地域で行う有害鳥獣駆除に要する費用に対して助成を行うなどの有害鳥獣駆除対策と、農業者が行う農作物被害防除や、耕作放棄地の農地復旧に要する費用に対して助成を行うなどの農業振興の両面から対策を講じております。

有害鳥獣となる大型獣の増加は、農業者だけの問題ではなく町民生活への影響も危惧されることから、引き続き、JAや猟友会などの関係機関と連携を強化していくことはもとより、農地や山林を所有している方への注意喚起や、担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に5点目の「危険な樹木の処理と暗がりなどの対策は。」についてお答えします。

これは主に道路にはみ出した樹木に関してのご質問と思われませんが、民地から道路に出ている枝葉について、台風や大雨時のパトロールにおいて通行に危険が生じているのを確認した場合には、緊急性に鑑み町で対応しているものもあります。

しかし、本来は地権者により管理していただくのがあるべき姿だと考えております。町では、標識やカーブミラーなどの安全施設の視認性確保や、通行の危険を軽減すべく、樹木管理のお願いを広報に掲載し、場合によっては地権者に直接お願いするなどしております。また、業者に委託しないとできないような樹木に関しては、条件はございますが「コサ切り委託事業」として助成制度も設けており、今後とも道路利用者にとって安全と円滑な道路となるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**【問】2 消防団と自主防災組織の充実を**

**6番 尾上 壽夫**

本年も各地において、大きな災害があり、テレビ等報道では、各地の消防団、自主防災組織等の活躍が見られ、互いに助け合う姿がありました。

本町においても、消防団は現在7分団128名にて、日々地域のために活動されております。しかし現在は団員不足に悩み、年齢基準を45歳まで引き上げて維持しております。

また自主防災組織においても、現在27自治会にて各々構成されており、高齢化や若い人が参加しないなどの課題があります。このような現状を踏まえると、実際に災害などが起きた時には、対応など懸念されます。

町において、今後どのように指導して取り組むのか、次の2点について伺います。

- 1、消防団の団員不足など課題についてどのように考えているか。
- 2、自主防災組織の高齢化対策は。

**【町長答】**

消防団は、火災出動のみならず、地震や風水害等の大規模災害が発生した際には、被災者の救出・救助や避難支援など、地域の消防防災体制の中核的存在です。国・県・町が連携して消防団への加入促進や消防団員の処遇改善等、消防団の一層の充実強化を図る必要があると認識しております。

また、自主防災組織につきましても、住民同士が相互に協力し合う共助の中核をなす重要な組織です。災害発生時において地域の自主的な防災活動を行っていただくことにより、災害による被害を最小限に食い止めるために大きな役割を果たす組織であり、消防団と同様に、その充実強化を図る必要があると認識しております。

1点目の「消防団の団員不足など課題についてどのように考えているか。」についてですが、本町においては、自主防災会のご協力、また消防団のご努力により、消防団員の欠員は生じておりませんが、若年人口の減少、就業形態の変化等により、消防団員の確保が年を追うごとに困難になっていることは十分認識しております。

本町においても、消防団活動等の広報、また消防団装備品の充実にも努めているほか、神奈川県が行っている「かながわ消防フェア」や、消防団員や家族等を対象に飲食店の割引サービス等を受けられることができる「かながわ消防団応援の店」の実施協力等を通じて、消防への理解と関心を高め、また消防団を支援する取組みを行っておりますが、消防団や消防関係団体のご意見をお聞きしながら、充実した取組みを行うよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、社会環境の変化や常備消防の充実に伴う消防団の活動内容等の変化を踏まえ、本町における消防団組織のあり方についても同時に検討を行っていく必要があると認識しておりますので、ご意見等をお聞きする組織の設置を今後検討していきたいと考えております。

次に、2点目の「自主防災組織の高齢化対策は。」についてですが、本町においては、27ある自治会に加入されている全ての方が自治会単位で組織される自主防災会に加入されております。

よって、自治会の加入率向上のための啓発活動や自治会活動の充実や活性化を促すための支援が、自主防災組織の高齢化対策だけでなく、自主防災組織の充実強化につながるものと考えております。今後も、防災訓練・防災研修の実施とともに、自治会への支援を引き続き行ってまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

**【問】3 平成29年度の予算編成は**

10番 岸 光男

予算は1年の設計書とも言われ、次年度に執行する施策の見積もり作業で、この時期、各自治体で肅々と進められている。

厳しい財政状況の中で、これまで以上の経費削減と効率的・効果的な行財政運営が求められている。

今、我が国は、喫緊の課題である人口減少と経済の縮小克服に向けて「まち・ひと・しごと創生基本方針」に基づき、国の総合戦略に盛り込まれた政策パッケージをより拡充し、地方創生を進めている。

町においても、第六次総合計画や地方版総合戦略をはじめとする計画を策定されたが、次年度は計画から実行へ地方創生の真価が問われる年でもある。

町長は、就任され早くも2年が経過し、3度目の予算編成に取り組まれる。どのような方針で予算編成に臨まれるか、以下の点について伺います。

- 1、当初予算の具体的な編成方針は。
- 2、財源見通しは。
- 3、主な重要施策と廃止施策は。
- 4、前年度決算の実質収支や執行残をどう考えているか。

**【町長答】**

現在の経済情勢については、一般的には、景気は弱さも見られるが緩やかな回復基調が続いていると言われていますが、地方においては、未だ、経済成長を実感できない状況にあります。国では地方創生の取り組みや地域資源の掘り起こしにより、地域の成長力の確保に加えて、歳出全般にわたり、国の取組みと基調を合わせた見直しも求められているところです。

本町の財政状況については、歳入では、町税の個人町民税で、生産年齢人口の減少、法人町民税の一部国税化等により、また、固定資産税では、地価の下落や企業の新たな設備投資が見込めないことなどから、町税全体としては減収傾向となっており、自主財源の確保が課題となっているところであります。また、国庫補助金等においても、配分に縮小傾向が見られ、普通交付税については、平成29年度は交付団体となる見込であります。国の交付総額が縮小している中で、過度な期待は出来ない状況であります。

一方、歳出では、社会保障関係費などの義務的経費の増加とともに、老朽化しているインフラの維持更新費用や総合戦略に関わる事業費も見込まれているところです。

町政の発展と町民福祉の向上を図るため、社会経済情勢や必要とされる行政需要を的確に把握し、機動的かつ弾力的な財政運営を進めていくことが必要とされている中で、平成29年度の予算編成にあたっては、第六次中井町総合計画を指針とし、『活力』『快適』『安心』のまちづくりの実現を見据えた施策を実施するものとし、また、総合戦略を中心とした持続的発展や将来の自主財源確保につながる事業については、町の将来像【一人ひとりが主役 魅力育む 里都まち♡なかい】を実現するため、交流人口の増加、定住促進、安全・安心の確保の3点を重点施策として優先的に取り組んでまいります。具体的な事業については、新たな成長を導く「里都まちブランドプロジェクト」や「里都まちスポーツプロジェクト」をさらに進めるとともに、空き家・空地の活用と定住支援、切れ目のない子育て・子育て支援などに取り組む考えです。これらの取り組みに向けて、職員に対しては、本町の財政状況を十分認識し、行財政の簡素化・合理化、創意工夫により、最小の経費で最大の効果を生み出すため、凡事徹底とチャレンジの精神で予算編成に当たるよう、指示いたしました。

なお、ご質問の廃止施策については、現在の経済情勢の動向を踏まえ、予算編成を通して事業の見直しを図ってまいりたいと考えております。

また、前年度の決算の実質収支や執行残の考え方については、「執行残」いわゆる「不用額」は、実際に入った収入と支出した額の差額ですが、町では「使いきり予算」を行っていません。「不用額」の多寡に対するご意見もありますが、本町の財政運営を行う上で、新年度で法人町民税の還付や特別会計への繰出、老朽化施設等の緊急対応なども予測されますので、事業の執行については、費用対効果により総合的に判断することが大切であると考えています。

これから先行きが不透明な状況の中にあっても、今後を見据えて基金の積み立ては、着実に実施していかねければなりませんし、歳入状況から当初予算で編成することができなかった事業についても、財源との兼ね合いにもよりますが、補正予算を編成し、きめ細やかな町民サービスを提供し、町民ニーズに的確に対応してまいりたいと考えております。

当初予算編成を含めた財政運営については、本町の財政構造を見極め、中長期的な視点に立って、持続可能な町づくりを進めることが大変重要であると考えていますので、今後ともご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【問】4「なかいこども園」の運営について問う

1番 加藤 久美

この程策定された「第六次中井町総合計画前期基本計画」において、教育・学習は重点プランとして掲げられています。また人口ビジョンの目標にも「子育て環境の充実による出生数及び年少人口の増加・自然の中でのびのびと子育てができる環境を活かし、子育てに対する支援の充実や、学校教育の魅力向上を図ることで、子育ての場として若い世代から選ばれるまちを目指す。」と町の指針が示されています。

より良い子育て・教育環境を整備することは、個々においても、町の未来においても、とても重要なものと考えます。平成26年4月、町内保育園・幼稚園の3園を統合し、どこよりも早くこども園化した意図もここにあるのではないのでしょうか。

こうしたことから、子どもの成長にとって、特に大切な乳幼児期を過ごす「こども園」には大変大きな役割があると考えます。

開設から3年目となる園は、保護者が安心して子供を託すことのできる信頼される園として、その役割をしっかりと果たすことが出来ているのかを伺います。

【町長答】

近年の急速な少子化の進行や家族・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに対応するために、平成18年に就学前保育等推進法が施行され、幼稚園と保育園という従来の枠組みに加え、新たな選択肢として「認定こども園」が制度化されました。

町では、この制度を活用し、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する施設、また地域における子育て支援する施設として、幼保連携型認定中井町立なかいこども園を平成26年4月に開園し今年で3年を迎えています。

この3年間の中で、町外の私立幼稚園への入園割合も年々減少し、なかいこども園の入園に繋がっております。乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、乳幼児期を過ごすなかいこども園の役割は大きなものがあると認識しております。

保護者や地域の期待に応えられる、なかいこども園の運営は重要であると考えております。

実際のなかいこども園の運営については、教育長より回答させていただきます。

(教育長)

それでは、議員のご質問「なかいこども園の運営について」私からお答えさせていただきます。

なかいこども園は、保護者や地域の実態を踏まえ、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に従って教育・保育を行っています。

園における生活の全体の中で、園児が様々な体験を積み重ねることを通して、5つの領域、「心身の健康」、「人とかかわり」、「身近な環境」、「言語の獲得」、「感性と表現」の達成をねらいにしています。

言い換えれば、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの生きる力の基礎を培います。

また、小1ギャップが起きないように、他園との交流保育、園児と小学校の児童との交流、園と小学校との意見交換、合同研究会等を設けています。

園長をはじめ保育教諭等は、園児が安心して活動ができるよう、年間指導計画、月案、週案、日案等を作成し、具体的なねらいや内容を設定しています。これらの指導計画を基に、園児と人やものとかかわりを重視し、指導しております。

0歳から2歳児には、保護者と密に連携し、安定した環境の中で、愛情と思慮に満ちた「保育」を行っております。

3歳から5歳児には、集団の中で個々の成長の特性に応じた環境を整え、幼児の主体的な活動を大切にされた教育・保育を行っております。

また、県や町の研修会に参加したり、外部の講師を招いて園内研究会を実施したりすることを通して、適切な物的・空間的環境を構成し、適切な指導ができるよう努めております。

併せて、園の状況や園児の様子を保護者や地域の方々に情報発信したり、園評価や園評議委員会、一般公開保育のアンケート等の意見を受け止めたりしながら、信頼されるなかいこども園の運営を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

| 【問】5 広域行政の現状と今後の課題について   | 7番 尾尻 孝和 |
|--|----------|
| <p>広域行政は必要であるという側面と同時に、国や県の行政指導との関連も生じてきます。 町が運営主体の事業は「中井町の事は中井町で決める」ということで貫かれるわけですが、ほかの自治体との連携のなかで取り組む広域行政は、町が運営主体となる事業とは違った困難さと課題が伴います。</p> <p>また連携中枢都市圏構想が進められる中で、小田原市は南足柄市との合併に向け取り組みつつも、その合併いかにかわらず、自らを中核市とし、周辺自治体との連携協約を結ぶ方向を表明しています。これが県西地域で具体化されたとき、現在の広域行政にとどまらない新たな問題・課題が発生するものと思われます。そこで伺います。</p> <p>1、現在取り組んでいる広域行政のそれぞれについて、どのような課題を認識されているか。また、その打開方向をどのように考えているか。</p> <p>2、小田原市から連携中枢都市圏構想に沿った連携協約を呼びかけられたとき、生じるであろう問題・課題としてどのような点を認識されているか。また、対応する基本姿勢をどのように考えているか。</p>  |          |
| 【町長答】  |          |
| <p>人口急減、超高齢化の進展や、環境意識の高まりや情報通信手段の急速な発展・普及によって、町民の生活圏は拡大傾向にあり、行政区域を越えた広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっています。</p> <p>本町でも、人口減少という現実を受け止め、そのスピードを緩やかなものとし、将来的には地域の活力を維持・発展させていくため、町民と行政が協働で地域の特性を生かしたまちづくりを進めています。</p> <p>まず1点目の「現在取り組んでいる広域行政のそれぞれについて、どのような課題を認識しているか。また、その打開方向をどのように考えているか。」についてお答えします。</p> <p>本町では、広域行政を推進していくうえで、行政圏域である県西地域と、また、生活圏である湘南地域のどちらにも接する地理的特性を生かしながら、町民サービスの更なる充実を目指しています。</p> <p>広域行政の課題につきましては、「広域的な地域づくりに関する法制度が担保されていない」「主体的な運営ができない」「迅速・的確な意思決定を行うことが難しい」などの課題がありますが、町民のライフスタイル・価値観・行政に対する要望も多様化し、予算や人員が限られている中で、本町が広域的に連携する場合に効果が得られる事務については、引き続き広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、多様化する行政需要に対応することで、効率的で質的にも向上した事務処理を目指し、町民の利便性や満足度の向上を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>なお、足柄上郡5町では、小田原市・南足柄市の協議を見守るのではなく、広域連携のあり方について調査・研究を行う副町長・広域担当課長会議の場を設け、協議を進めています。</p> <p>2点目の「小田原市から連携中枢都市圏構想に沿った連携協約を呼びかけられたとき、生じるであろう問題、課題としてどのような点を認識されているか。また、対応する基本姿勢をどのように考えているか。」についてですが、議員ご承知のように小田原市・南足柄市の2市においては、「中心市のあり方」の協議がはじまり、すでに2回の会議が開催されました。2市の協議では、合併した場合の新市の将来に関するビジョンとして、「新市のまちづくり計画」を来年8月までに取りまとめることが予定されています。</p> <p>今後生じるであろう問題・課題としては、1市5町で運営している足柄上衛生組合、足柄上地区ごみ処理広域化など、その他にも広域連携している業務があり、今後の町政運営にも大きな影響が予想されると認識しています。</p> <p>足柄上郡5町では共同歩調により、神奈川県西部広域行政協議会の中で、2市の協議が終了する前に、広域連携に関する協議の場を設定していただくよう、申し入れをいたしました。</p> <p>また、本町では生活圏も含めた広域連携のあり方を検討しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> |          |

|  |                |
|--|----------------|
| <b>【問】6(1) 障害者差別解消法と障害者総合支援法に対する町の考えは</b>  | <b>9番 原 憲三</b> |
| <p>平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、「何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」としています。</p> <p>また、他にも障がい者の日常的な生活を総合的に支援する法律として、「障害者総合支援法」など、障がい者を擁護する様々な法律があります。</p> <p>そこで、基本的な町の考え方について、次の3点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、障害者差別解消法に対する町の考えは。</li> <li>2、障害者総合支援法に対する町の考えは。</li> <li>3、地方創生事業で中央公園内に建設中の「カフェ」で障がい者を就労させる考えは。</li> </ol>   |                |
| <b>【町長答】</b>   |                |
| <p>障害福祉に関する施策につきましては、平成18年10月より身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの制度格差を解消し、サービスの一元化や利用者負担などを定めた「障害者自立支援法」が施行され、その後、平成25年4月からは、基本理念の見直しとあわせ、障がい者の定義に難病を追加するなど「障害者総合支援法」として改正し施行され、障がい者に関わる制度も大きく変化しております。さらに障害者差別解消法の施行によって、より町民の立場に立った対応が求められております。</p> <p>そのような中で、本町では、障がいのある方もない方も、住み慣れた地域で自立し、互いに支え合い、生き生きとした生活が送れることを目指し、各種施策の推進に努めております。</p> <p>1点目の「障害者差別解消法に対する町の考えは」についてお答えいたします。</p> <p>障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し制定されました。これを受け町では、「差別解消の推進に関する対応要領」と「職員対応マニュアル」を作成し、職員に周知を図ると同時に、広報及びホームページで町民等へも周知いたしました。</p> <p>いずれにしましても、本人の持つ障がいの特性をよく理解しサポートすることが重要であることから、今後も継続的な周知と、障がいを持つ方などに配慮した対応に努めてまいります。</p> <p>2点目の「障害者総合支援法に対する町の考えは」につきましても、法の目的でもある「地域社会における共生の実現」に向けて可能な限り身近な場所において、相談からサービス提供に至るまで、障がい者の個々の状況に即したサービス提供ができるよう、相談体制の確立と生活圏を重視したサービス量の確保に努めてまいります。</p> <p>3点目の「地方創生事業で中央公園内に建設中のカフェで障がい者を就労させる考えは」についてですが現在、町では公募による募集を行い、公設民営方式での管理運営をしていただける事業者の選定を想定しています。多くの町民の方々などに参画していただくことで雇用の創出を図り、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えていますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。</p> |                |
| <b>【問】6(2) 災害への備えは</b>   | <b>9番 原 憲三</b> |
| <p>本町では、大規模地震の発生を想定し、町と町民が連携して防災体制の確立と、町民の意識の高揚を図る目的で総合防災訓練を実施しています。</p> <p>また、最近では、広域避難所を活用しての宿泊訓練も行い、発災時でも落ち着いて行動がとれるよう訓練をされています。</p> <p>私も、何度か防災対策について質問をさせていただきましたが、その後の進捗状況や検討結果について再度以下の4点について質問させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、個人宅において安否確認をするための目印を掲げるなどの指導は。</li> <li>2、宿泊訓練における参加状況を町はどのようにとらえているか。</li> <li>3、その後の災害時協力車両導入の検討結果は。</li> <li>4、その後の遠方市町村との災害協定の締結は。</li> </ol>  |                |
| <b>【町長答】</b>   |                |
| <p>本町では、町民の防災や減災に関する意識の高揚と知識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、町民、自主防災会、防災関係機関のご協力を得て、全国で同時期に行っております総合防災訓練だけでなく、土砂災害防災訓練、指定避難所宿泊訓練、シェイクアウト訓練といった防災訓練を実施しており、また自主防災会長や防災リーダーを対象に、防災リーダー研修、避難所運営研修会などの防災研修事業を実施しております。このような訓練・研修を通じて、自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、また連携した取り組みを行っていきたくと考えております。</p> <p>1点目の「個人宅において安否確認をするための目印を掲げる指導」についてですが、大規模災害の発生によ</p>  |                |

り家屋に被害を受けた被災地では、避難所に避難された家屋や損壊により施錠等できない家屋等を狙った、建造物侵入・窃盗事件等の犯罪が大幅に増加している実態があります。

安否確認のための目印を設置することの効果については十分理解しておりますが、町が住民や自主防災会に設置指導を行うことは、結果的に町民や防災関係機関以外に本町住民の安否確認手段を教えることにつながります。町が主体となって取り組むことによって、災害発生時に中井町に犯罪者を呼び込む事態とも成りかねないと憂慮しております。各自主防災会が安否確認方法等について議論し、実行することが、犯罪予防につながり、更には地域の災害対応力の向上につながるものと考えております。町は、住民や自主防災会に対し、積極的に情報提供や助言を行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

2点目の「宿泊訓練の参加状況について町のとらえ方」についてですが、町民の方が参加した宿泊訓練は本年度2回目となりますが、町民参加者数は、昨年が8名、本年が24名でした。

宿泊訓練は、避難所開設訓練による避難生活関係資機材の搬入、設置や防災士の指導による避難所運営図上訓練等を、指定避難所において災害時と同様の環境で宿泊体験していただく中で行うことにより、災害時の心構えや適切な判断力や行動力を身につけていただくことを目的に実施した1泊2日の防災訓練であり、防災意識の高揚を一義的な目的とした防災訓練ではありませんので、参加者数は決して多くはありませんでしたが、訓練参加者のアンケート結果からも一定の成果があったものと判断しております。一方、訓練参加者数の状況からは、特に、継続的に防災意識の啓発に取り組むことの重要性、また女性の防災事業への参加促進の取り組みの重要性について、あらためて認識した防災訓練でもありました。

次に、3点目の「災害時協力車両導入の検討結果」についてお答えいたします。

原議員からご提案いただいた「災害時協力車両登録制度」については、議員がご指摘されるとおり、災害発生時においては、ほぼ全職員が災害対応関係業務を行っていることが想定されるなかで、避難所等への物資輸送協力者及び車両を確保する必要性はあると私も考えております。

しかしながら、本町の町域面積や地理的条件から被害は町全域に及び、かつ、膨大な災害対応事務を少ない職員数で行う必要があることから、物資輸送協力者等の要請に時間を割くことより、自主防災会及び避難者に協力要請する方法により物資輸送協力者及び車両を確保する方が、本町の状況に即した現実的災害対応であるとの検討結果に至りましたので、ご理解いただきたいと存じます。

4点目の「遠方市町村との災害協定の締結」についてですが、神奈川県西部広域行政協議会防災部会において、広域行政圏単位での支援協定締結先について、関東北部、甲信の2方面に絞り調査を進めてまいりましたが、適当な支援協定締結先が選定できなかったことから、引き続き、範囲を広げ調査を進め、協定締結の可否について検討を行うこととしております。また、本町単独による遠方市町村との災害協定の締結については、西部広域行政協議会での災害支援協定締結の検討状況を踏まえ、検討を始めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

|   |                 |
|---|-----------------|
| <b>【問】 7（1）持続可能な中央公園交流拠点施設を</b>   | <b>8番 戸村 裕司</b> |
| <p>町は地方版総合戦略に基づき、地方創生加速化交付金を活用した3事業を実施している。中でも中央公園交流拠点施設は、恒久的なハード面の整備であり、公設民営方式で、完成後は民間事業者や町民が運営を担っていくとされている。補助金でイニシャルコストをまかなっても、ランニングコストを公費で負担し続けられれば、本来の活性化とはほど遠い。たとえ年間10万人以上が利用する公園にあっても、マーケットと向き合い、持続可能で自律的な経営体制が求められる。その仕組みづくりには町は覚悟して取り組むべきだ。以上から質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、来年度以降、3事業にかかる町の負担とその財源は。特にスポーツプロジェクトの新規イベントの経費は。</li> <li>2、中央公園拠点整備に向け、マーケティングなどの調査実施は。</li> <li>3、拠点運営の主体に求めるものは。また、どのように選定を行うのか。</li> <li>4、拠点運営への公費投入の方向性（内容・年限）は。</li> <li>5、町の公民連携の取り組み体制は。</li> </ol>   |                 |
| <b>【町長答】</b>  |                 |
| <p>国では、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することを目標に、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」を策定し、地方自治体にも同様の策定を求めました。</p> <p>本町でも、①自立性、②将来性、③地域性、④直接性、⑤結果重視の政策の5原則に基づき「総合戦略」と「人口ビジョン」を策定し、国の加速化交付金を活用して、里都まちスポーツプロジェクト、里都まちブランドプロジェクトを進め、さらに、この2つのプロジェクトの拠点とする施設を中央公園に整備し、持続可能なまちづくりを目指していきます。</p> <p>1点目の「来年度以降、3事業にかかる町の負担とその財源は。特にスポーツプロジェクトの新規イベントの経費は。」についてお答えします。</p> <p>来年度の事業経費につきましては、国では平成31年度まで必要な財源を措置していくとしていますので、国の交付金を活用していく予定です。なお、新規イベント経費については、平成29年度の重点施策としてスポーツプロジェクトを推進してまいりますので、事業内容の協議させていただいているところですが、より多くの波及効果を生み出し、交流人口の増加、健康とスポーツのまちづくりを進めてまいります。</p> <p>2点目の「中央公園拠点整備に向け、マーケティングなどの調査実施は。」についてお答えします。</p> <p>現在、拠点施設を整備しており、マーケティングなどの調査実施はしていませんが、各プロジェクト部会で拠点施設整備を議題とするなど、各委員さんの意見などを参考とさせていただいています。交流人口を増加させるため、今後、募集させていただく管理運営者等と協議させていただき、地域の特性を生かした施設とし、二度、三度、訪れていただける施設として運営をしていただきたいと思いますと考えています。</p> <p>3点目の「拠点運営の主体に求めるものは。また、どのように選定を行うのか。」についてお答えします。</p> <p>町民、スポーツ施設利用者、公園来訪者等に安らぎと交流の場の提供をすることを目的に、民間のアイデアや活力を出していただき、ブランド品のアンテナショップ、カフェを併設した施設として、管理運営をしていただける事業者を選定したいと考えています。管理運営に当たっては、公平性の確保を目的に施設の管理・運営、地域の特性を生かした飲食物を提供できる事業者の公募選定を行い、公設民営方式で魅力ある施設運営をしていただける事業者の選定をさせていただく予定です。</p> <p>4点目の「拠点運営への公費投入の方向性（内容・年限）は。」についてお答えします。</p> <p>拠点施設は町の施設であることから、維持・管理経費の火災保険料、消防施設点検などの支出を予定しています。町の施設であることから一定の経費は町で支出する必要があると考えていますが、施設運営に係る電気料、水道料などの経費については、運営者の負担を予定し、運営期間は3年間で公募要項で提示させていただきます。</p> <p>5点目の「町の公民連携の取組体制は。」についてお答えします。</p> <p>拠点施設の運営については、民間活用・協働を推進していくために、民間団体・事業者の参画を予定し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えています。施設の管理運営者が主体となり管理運営委員会を設置することにより、施設の運営方針や事業計画などについて議論していただき、地域と連携した観光・スポーツ、子育て支援に繋がる運営をしていただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解・ご協力願います。</p> |                 |
| <b>【問】 7（2）自然資本を観光資源に磨き上げるためには</b>  | <b>8番 戸村 裕司</b> |
| <p>中井町の自然資本は首都圏にあっても多様かつ固有なものであることが、敵島湿生公園での活動や生物多様性調査等によって明確になってきた。町は、第六次中井町総合計画で自然環境に対し、保護・保全や教育・人材育成にとどまらず、「観光資源として磨き上げる」としている。観光のトレンドは世界的に「非日常」を味わうよりも「異日常」を体験する方向にシフトしていると言われ、本町で言えば、「里都まち」に込められた、もはやここにしかない自然資本との共生型ライフスタイルそのものが、大きな観光資源になりうると思う。以上の視点から質問します。</p>  |                 |

- 1、生物多様性調査の利活用の方向性は。
- 2、巖島湿生公園の自然環境への取り組みは。
- 3、町観光協会を作る考えは。
- 4、町民参加型の観光まちづくり推進協議会等で里都まちライフを一体的に高め、発信する考えは。またそれをまちづくりカフェの発展型、もしくは町民会議のあり方に反映する考えは。

**【町長答】**

町では、第六次総合計画に活力・快適・安心の3つの基本理念を実現するために、住む人、訪れる人に魅力あるオンリーワンの「里都まちなかい」を目指し、自然環境などの地域資源を発掘・利活用した町の魅力を育み、高めていく、各種施策に取り組んでまいります。

それでは1点目の「生物多様性調査の利活用の方向性は」にお答えします。

生物多様性調査は、本町の豊かな自然環境は貴重な地域資源であることを鑑み、平成23年度から実施し、今年度をもって全域の調査を終了いたします。

町としましては、調査結果については学術的な整理をし、概要版や教材的副読本を作成するなど、町民へ意識高揚を図っていくとともに、今後は、保護保全だけでなく、観光資源としての活用など、様々な観点から議論をしていきたいと考えます。

2点目の「巖島湿生公園の自然環境への取り組みは」についてお答えします。

巖島湿生公園は、葛川の源流地で自然環境の復元と保全を目的に、平成13、14年度の2カ年事業で整備した公園です。

現在では、「竹灯笼のタベ」「あかりの祭典」などのイベントでの利用に加え、自然学習の場、地域住民の憩いの場としても広く活用されております。

公園の基本的な維持管理については町が行っておりますが、日常の草刈りやホタルなどの動植物の保全につきましては、開園当初から地域住民による協力団体との協働により、自然環境の保全に努めているところです。

3点目の「町観光協会をつくる考えは」にお答えします。

観光協会は、地方自治体と業務の役割分担をした観光振興を図る専門の組織であり、経営的な役割とイベント事業の実施部隊としての役割が期待されるなど、観光事業を推進していくためには理想的なものと考えますが、現在のところ本町においては年間を通した観光資源を発掘し、一定の収益の見込みを立てることや、人材の発掘、育成の必要があると認識しておりますので、町単独での観光協会の設置は考えてございません。

4点目の「町民参加型の観光まちづくり推進協議会等で里都まちライフを一体的に高め、発信する考えは。またそれをまちづくりカフェの発展型、もしくは町民会議のあり方に反映する考えは。」にお答えします。

町民との協働に向けて、町民自らが主体的にまちづくりに取り組むための仕組みづくりや、参加機会の充実、地域の人材の確保・育成などが町に求められてはいますが、現時点では、推進協議会の立ち上げの考えはありませんが、シティプロモーションで地域の魅力、情報を発信してまいりたいと考えております。

また、昨年度から本町に住む人、働く人、学ぶ人、世代と立場の異なる町民によるまちづくりカフェを立ち上げ、活発な意見やアイデアをいただき、総合計画に反映させてまいりました。今後も町民参加型のまちづくりを積極的に進め、まちづくりに反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。